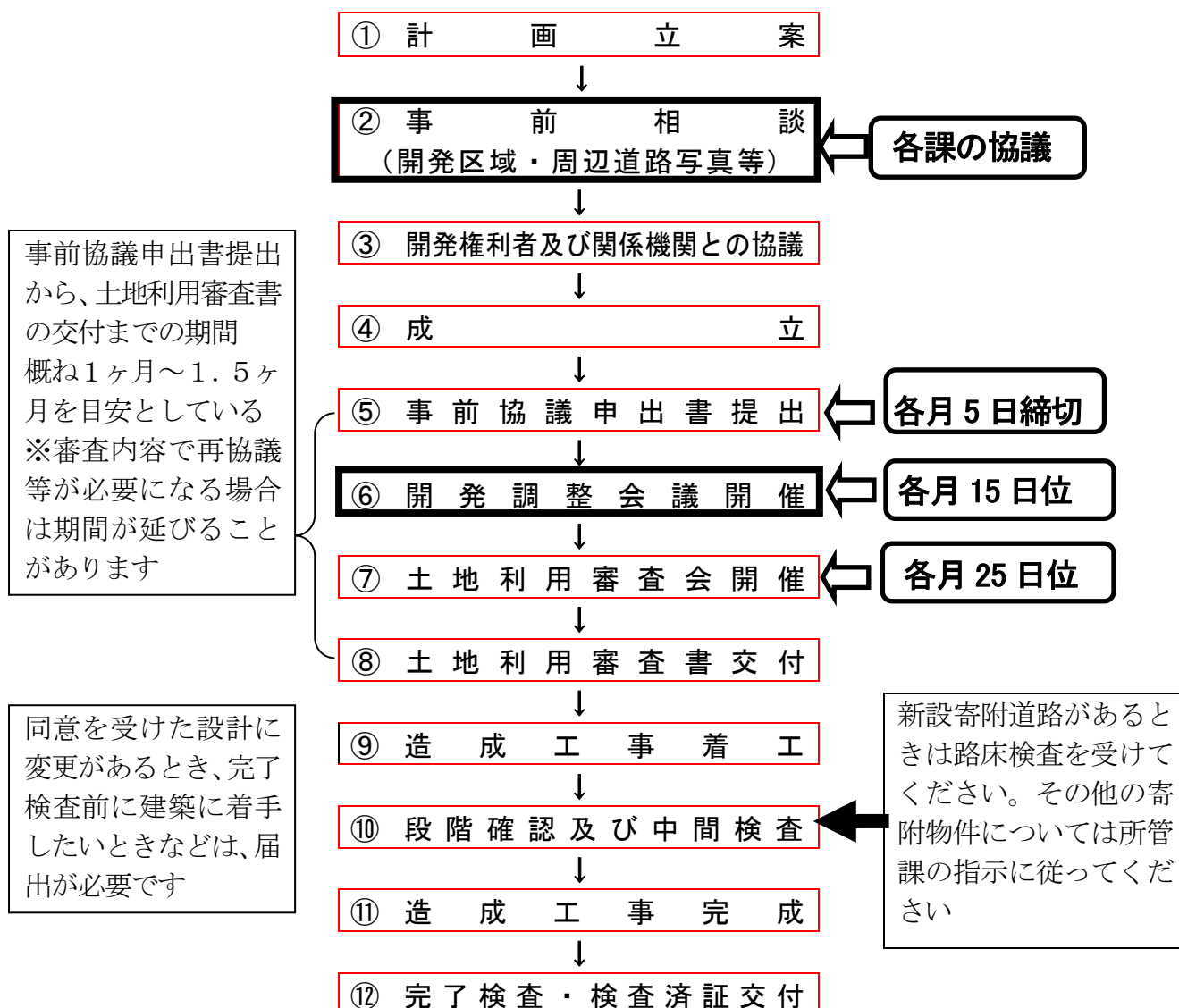


開発行為に係る事務手続きの流れ（令和6年度）

南アルプス市宅地開発及び建築物指導要綱に基づく標準的な作業の流れは次のとおりとする。



※事前相談の窓口は建設部 都市計画課 都市計画担当(南アルプス市役所西別館1階)

◆開発行為事前協議申出書提出部数 正本1部、副本2部、CD(PDFデータ)
正本・副本はA4ファイル止め

◆提出期限 各月5日まで(閉庁日の場合は、翌開庁日)

【都市計画法の開発許可について】

南アルプス市は県から事務委譲を受けており、事前相談窓口、提出部数、期限は上記と同じですが、法に基づいた手続きが必要です。農地転用許可が伴う場合は同日許可となります。